

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第64号	
事故等名	押船第十八神佑丸被押バージ第十八神佑号乗揚	
発生年月日時刻	平成20年5月26日 15時00分ごろ	
発生場所	愛媛県南宇和郡愛南町船越水路北端	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月20日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船第十八神佑丸 19トン	
船舶番号		
船舶所有者等	株式会社ナミカタ工業	
船種・船名・総トン数	B バージ第十八神佑号 863トン	
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等	株式会社ナミカタ工業	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B	
負傷者	A 負傷者 なし B 負傷者 なし	
損傷	A 推進器翼及び舵損傷 B なし	
事故等の経過	A船は、B船の船尾に船首を嵌合して、押船列を形成した状態で、愛媛県愛南町船越水路北端の浚渫作業現場から、宇和島港へ向け帰港のため、後進・回頭操船中、平成20年5月26日15時00分ごろ、船尾が浅所に接触した。 当時、天候は晴れで、風力1の西北西風が吹いていた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、操船を適切に行わなかったため、船越水路北端近くの浅所へ接近したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が操船を適切に行わなかったため、船越水路北端近くの浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	